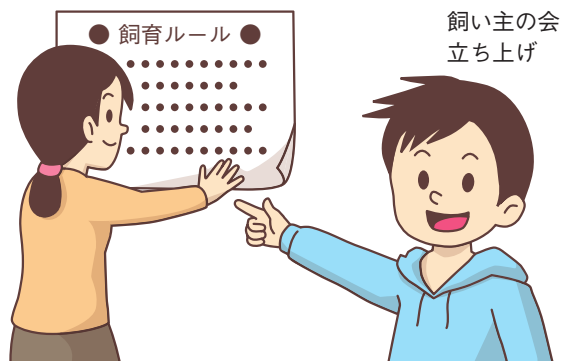


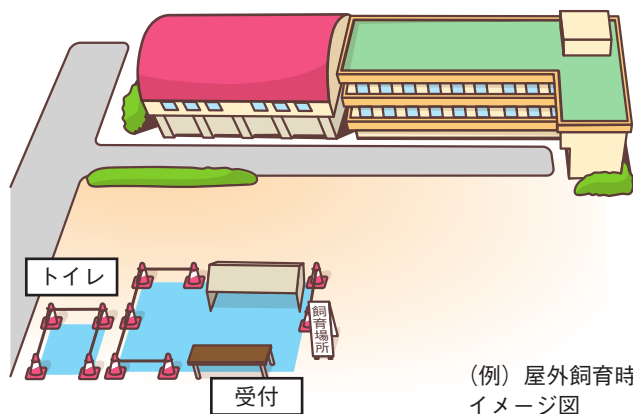
避難所における【飼育手順】



- ①災害発生後の避難の判断は、P2をご覧ください。
- ②避難した飼い主全員で（仮称）『飼い主の会』を立ち上げ「責任者」を選出します。

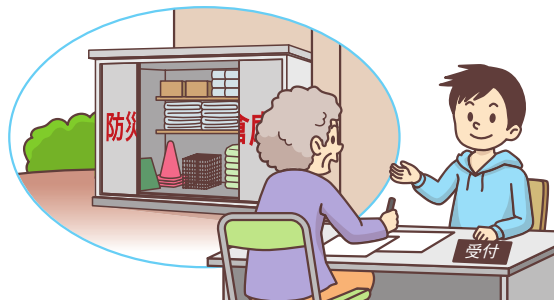


- ③学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）にペットの飼育管理を開始することを報告します。飼育活動は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）の了解を得て進めます。
- ④ペットの飼育場所は飼い主の会が設営します。



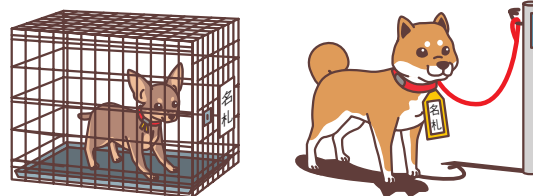
（例）屋外飼育時イメージ図

- ⑤ペットの受付（登録）作業を行います。（受付等に必要な物品は学校備蓄倉庫に保管しています）



- ⑥ペットを収容します。

ペットはケージに入れるか、繋ぎ止めて飼育します。



- ⑦周囲に配慮し、飼育ルールを守って飼育管理します。
- ⑧飼育活動が安定したら、ペットの飼育状況を学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）へ報告します。
- ⑨退去するときは、ペットの登録台帳から氏名を消去します。

★助け合い

避難所には、持病や負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。ペットが安心して避難所生活を過ごせるように、飼い主がみんなで助け合い、協力し合って飼育継続しましょう。



★自宅で居住継続している人への支援

自宅で居住継続している飼い主にも区の情報を提供できるように、できる範囲でご協力をお願いします。

★ペットがけがをしたとき

最寄りの動物病院（災害時負傷動物救護所）を受診します。治療に要した費用は、原則として飼い主さんが支払います。

★飼い主不明動物の保護・飼育管理

本来は東京都が収容する予定ですが、被災状況によってはすぐに収容できないことも想定されます。一時的に避難所で保護していただくことも考えられますので、ご協力をお願いします。